

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市勤労者住宅建設資金利子補給金			
補助事業等の目標	市内に住宅を新築又は購入するために融資を受けた勤労者の金利負担の軽減と定着を図る。			
補助事業等の対象者	①自らその住宅に居住する勤労者 ②長野県労働金庫から融資を受けて独立行政法人住宅金融支援機構が定める個人住宅建設資金貸付方針に該当する住宅を市内において新築又は購入した勤労者			
補助対象経費	市内において住宅を新築及び購入するための融資を受けた資金の利子			
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	借入期間	補給対象融資 限度額	補給率	限度額
	5年を超える場合	100万円	5年の利子総額の 20/100以内	60,000 円
	5年以下の場合		利子総額の10/ 100以内	30,000 円
【補助額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 勤労者の市内定着を図るため				
補助事業等の評価	補助事業者からの交付申請書及び添付書類をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。			
補助事業等の開始時期	平成9年4月1日			
補助事業等の終了時期	【終期が3年を超える場合の理由】 勤労者福祉向上と市内居住者の増加を図るため、3年を超え継続することが必要である。			
情報の公表の方法等	補助事業件数、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する			

<p>その他</p>	<p>「勤労者」とは、事業所又は事務所に雇用されている者で、職業の種類を問わず、賃金、給料、その他これに準ずる収入によって生活する者をいう。</p> <p>補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 勤労者住宅建設(新築・購入)資金利子補給金交付申請書(様式第2号—1)</p> <p>(2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)による建築確認通知書の写し又売買契約書の写し</p> <p>(3) 当該住宅の位置略図</p> <p>申請は住宅のしゅん工又は売買契約を締結した年の翌年の2月末日までに行うものとする</p> <p>市長は申請書を受理したときは当該申請書に係る書類の審査及び現地調査等を行い、補給金交付の可否を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。</p> <p>申請事項に変更が生じたときは、勤労者住宅建設(新築・購入)資金利子補給金交付変更届(様式第4号—1)及び勤労者住宅建設(新築・購入)貸付内容変更証明書(様式第4号—2)を市長に提出しなければならない。</p>
<p>提出書類</p>	<p>(1) 勤労者住宅建設(新築・購入)資金利子補給金交付申請書(様式第2号—1)</p> <p>(2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)による建築確認通知書の写し又は売買契約書の写し</p> <p>(3) 当該住宅の位置略図</p> <p>(4) 勤労者住宅建設(新築・購入)資金利子補給金交付変更届(様式第4号—1)</p> <p>(5) 勤労者住宅建設(新築・購入)貸付内容変更証明書(様式第4号—2)</p>
	<p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。(附属して提出を要する書類等を添付)</p>
<p>担当部署</p>	<p>諏訪市 経済部 商工課 工業振興係</p>

平成29年3月29日 一部改正(平成29年4月1日 施行)
令和2年3月16日 一部改正(令和2年4月1日 施行)